**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（１次協議）における**

**整備計画一覧表　チェックリスト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | ﾁｪｯｸ | 確認事項 |
| １ |  | 必要添付書類（平面図、位置図、写真等、見積書、面積シート等）は揃っているか |
| ２ |  | 一整備計画につき一行で入力しているか（複数行を結合して入力していないか） |
| ３ |  | 各行に入力漏れはないか（プルダウン部分は全て選択できているか） |
| ４ |  | 実施主体（自治体）に誤りがないか |
| ５ |  | 各メニューにおいて、都道府県、指定都市、中核市ごとに優先順位がつけられているか  （同率順位がないか） |
| ６ |  | 金額の誤り（単位や桁）はないか |
| ７ |  | 補助対象施設かどうか、補助対象外施設が併設されている場合等は適切に按分を行っているか |
| ８ |  | 補助対象事業かどうか |
| ９ |  | 補助条件を上回る金額を「交付予定額（千円）の欄」に入力していないか |
| 10 |  | 該当ハザードエリア全てにチェックが入っているかどうか　※水害対策強化事業 |
| 11 |  | 設置した非常用設備等の耐震性が確保できていることが分かる資料が整備されているか。又は整備される見込みがあるか確認したか（別添３「整備計画一覧表」への入力漏れがないか |
| 12 |  | 整備計画の緊急性や必要性等の高い事業となっているか、厳格に審査を行った上で協議をしているか |

**○留意事項**

**（水害対策強化事業）**

1. **施設のハザードエリアの確認については、自治体の地域防災計画やハザードマップ等でご確認ください。**

**避難確保計画ですが、洪水浸水想定区域については、水防法第１５条の３に、土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２に、津波災害警戒区域については、津波防災地域づくりに関する法律第７１条に基づく計画になっているかご確認ください。なお、避難確保計画については、防災部局や土木・水防部局が所管されている場合がありますので、各高齢者施設等整備担当係より関係部署へ確認ください。**

**（非常用自家発電設備・給水設備整備事業）**

1. **耐震性が確保できていることが分かる資料は、契約書案やアンカーボルト計算書を想定しておりますが、その他、耐震性の確保された整備がされることを担保する資料を含みます。また、資料については事業主体において求められた際に提示が可能となるよう整備を促していただきたいと思います。**
2. **耐震性が確保できていることが分かる資料を整備いただく主旨は、非常用設備等の整備後に耐震性が確保されていることを証するためですので、協議後に資料を整備することが確実であると判断できる場合などは、資料が整備されないことのみをもって、協議を受け付けないことなどがないようにお願いします。**